

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

緊急事態宣言の解除に伴う教育活動の再開について（通知）

各学校におかれましては、これまでの臨時休業に関し、適切な御対応をいただき、感謝申し上げます。

さて、本日、本県に対する緊急事態宣言が解除されたことから、令和2年5月4日付け教政第36号により通知していたとおり、臨時休業期間の短縮を検討した結果、下記のとおり教育活動を再開いたします。

なお、各学校におかれては、別紙の令和2年5月14日付け「学校教育活動の再開に向けた留意点（改訂版）」に配意し、万全の感染症対策を講じた上で、教育活動の再開に向け準備を行っていただきますようお願いいたします。

1 教育活動の再開について

5月21日（木）から教育活動を再開する。

2 分散等による登校日について

臨時休業明け直後の5月21日（木）、22日（金）のどちらか半日を学年別の分散等による登校日とする。

3 通常活動スタート期間について

5月23日（土）から5月31日（日）までを通常活動スタート期間（通常活動再開までのスタート期間）とし、時差登校や短縮授業、教室内での机の配置の工夫等、各学校の実情に応じた「3密」の徹底した回避などの感染拡大を予防する「新しい生活様式」を積極的に取り入れるとともに、児童生徒の心のケアにも配慮しながら、教育活動を進める。

なお、部活動については、5月23日（土）以降、感染症対策を徹底した上で、短時間での練習からスタートする等、過度な負担とならない範囲での実施を可とする。

4 通常の教育活動について

感染防止対策、心のケア等、万全の体制を整えた上で、6月1日（月）から通常の教育活動を実施する。